

# 「子育て応援給付金（電子カタログギフト）」を 支給します！



妊娠期から出産・子育て期まで一貫して支援する伴走型相談支援と、出産・子育てに係る経済的支援「出産・子育て応援給付金（電子カタログギフト）」の支給を一体的に実施します。

給付金の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

## 1. 対象者

次の①、②の両方、または①、③の両方に当てはまる方（養育者）

- ①令和5年10月1日以降に、出生したこどもを養育する方
- ②出生届出後、美濃加茂市の面談を受けた方
- ③令和5年10月1日以降に当市に転入し、他の自治体で子育て応援給付金（現金やクーポン等）の支給を受けていない方

## 2. 給付額

出生児1人につき**5万円相当の電子カタログギフト**

※多胎出産の場合は、5万円相当の電子カタログギフト×出生児数の支給となります。

## 3. 支給までの流れ

- ①【養育者】出産後、市役所に出生届を提出します。



- ②【養育者】生後2か月頃に、美濃加茂市の面談を受けます。  
(対象者に個別通知します。)

面談の際に、給付金申請書を提出します。

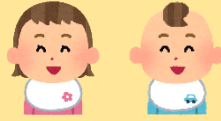
- ③【業者】申請した住所に、電子カタログギフト取り扱い業者から申し込みをするための案内が入った封筒が届きます。

美濃加茂市役所 健康課 母子保健係  
月～金（祝日除く）/午前8時30分～午後5時15分  
電話：0574-25-4145（直通）

妊娠・子育てに関する相談にも応じます。何かお困りごと等ありましたら、いつでもご連絡ください！！



## よくある質問



**Q.所得制限はありますか？**

A.所得制限はありません。

**Q.双子を出産しました。**

**子育て応援給付金として10万円相当の電子カタログギフトを受け取ることができますか？**

A. 子育て応援給付金は、5万円相当の電子カタログギフト×出生児数を支給します。

例 1人出産 → 5万円相当の電子カタログギフト、  
2人（双子）出産 → 10万円相当の電子カタログギフトを支給します。

**Q.子育て応援給付金の申請は、対象となる出生児の父親又は母親のどちらが行いますか？**

A.子育て応援給付金は、**出生児を養育する方**が申請者となります。  
父母で養育する場合は、父親・母親のどちらが申請いただいても構いません。  
ただし、重複して申請することはできません。

**Q.出生届を提出し美濃加茂市で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、美濃加茂市・転出先の市町村のどちらへ子育て応援給付金を申請すればよいですか？**

A.美濃加茂市、転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、転出先の市町村で改めて面談を受けていただく必要があります。なお、美濃加茂市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

**Q.美濃加茂市に住民票がありますが、里帰り先で面談を受けました。この場合、美濃加茂市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援給付金の申請をすればよいですか？**

A.住民票がある美濃加茂市に申請してください。

**Q.電子カタログでの申し込みが難しい場合は、どのように支給されますか？**

A.電子カタログでの申し込みが難しい場合は、紙媒体でのカタログと専用発注書での申し込みも可能です。申し込みのための案内用紙がお手元に届きましたら、カタログギフト取り扱い業者にお申し出ください。